

天理市指定下水道工事店審査委員会規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第33号

天理市指定下水道工事店審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市指定下水道工事店等に関する規則（令和7年3月天理市規則第32号。以下「指定工事店規則」という。）第13条第2項の規定に基づき、天理市指定下水道工事店審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指定工事店規則第7条の規定による指定の取消し
- (2) 指定工事店規則第8条の規定による指定の停止

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 委員長は、建設部長をもって充て、副委員長は、建設部次長をもって充てる。
- 3 委員は、下水道課長及び委員長が指名する職員をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取するこ

とができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部下水道課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。